

パロマ工業株式会社への処分等について

平成18年8月28日
経 済 産 業 省
製 品 安 全 課

本日付けで、経済産業大臣からパロマ工業株式会社に対して、以下の文書によって、処分等を行った。

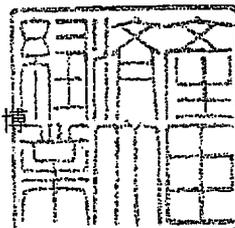
- 【別添1】消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について
- 【別添2】パロマ工業株式会社製のガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故について（嚴重注意）

経済産業省

平成18・08・25商第1号
平成18年8月28日

パロマ工業株式会社
代表取締役社長 小林 敏宏 殿

経済産業大臣 二階 俊博



消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令について

1. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号、以下「法」という。）第82条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を採るべきことを命ずる。
2. この命令について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申し立てをすることができる。
3. 訴訟により、この命令の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、命令の取消しの訴えを提起することができる。

記

1. 採るべき措置の内容

パロマ工業株式会社（以下「当該会社」という。）が、これまで製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器のうち7機種（PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F及びPH-161F）（以下「対象製品」という。）について、次の措置を行うこと。

(1) 製品の点検及び回収

対象製品の点検及び回収を早急に行い、事故の再発防止を図ること。

(2) 消費者への注意喚起

新聞、テレビ、インターネット、ダイレクトメール等の周知手段を活用して、対象製品について早急に機器の点検を受けることを消費者へ注意喚起を行うこと。

(3) 点検及び回収状況の報告

今後1年間、対象製品の点検及び回収状況について、毎月、報告すること。

2. 緊急命令を発動する理由

- (1) 本件については、消費者が対象製品を購入した後、比較的早期に安全装置であるコントロールボックスのはんだ割れが生じ、その結果、コントロールボックスが故障し、ガスが点火しない状態になった。しかしながら、安全装置であるコントロールボックスについては、コントロールボックスをう回してガスを再び点火させることができるように改造する



とが極めて容易であった。こうした状態にあつては、安全装置をう回するため、排気扇が作動しなくてもガスの燃焼が可能であることから、何らかの理由で排気扇への電力供給が行われなくなると、結果として、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒に至る。

- (2) こうした事実にかんがみれば、安全装置（コントロールボックス）というガス機器の作動に極めて重要な部分が、いとも簡単に故障し、かつ、安全装置をう回して点火できるような改造が容易に可能であったということは、十分に安全性に配慮せず、製造される製造物全体の安全性が欠ける結果となったといえ、製品の欠陥があると認められる。
- (3) また、半密閉式強制排気型のガス瞬間湯沸器を製造している他の11社について調査したところ、1社1件の未確認事例を除き、対象製品に見られるような改造事例は確認されなかった。こうした事実も、対象製品に欠陥があったということを示す傍証である。
- (4) 加えて、当該会社は、対象製品が極めて容易に改造されることによって、このような危険性があることを認識していながら、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するために適切な情報を与えず、一般消費者への指示・警告を怠った。
- (5) 改造された対象製品は、現時点において、既に全国で約200台以上設置されていることが確認されていることから、一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生する急迫した危険が存在すると考えられる。
- (6) 以上より、法第82条の規定に基づき緊急命令を発動するものである。

経済産業省

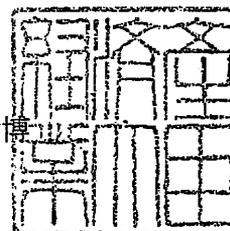
平成18・08・25商第5号

平成18年8月28日

パロマ工業株式会社

代表取締役社長 小林 敏宏 殿

経済産業大臣 二階 俊博



パロマ工業株式会社製のガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故について

今般、貴社が製造した半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故については、ガス機器事故としてこれまでに類を見ない多数の死傷者が出ていながら、貴社は製造事業者の問題ではないという不適切な認識から、積極的な対応を採らなかった。特に、製品回収・修理等の事故防止のための措置を採る機会があったにもかかわらず、消費者等への周知を怠り、結果的に被害の拡大を招いたことは甚だ遺憾である。

よって、貴社に対しては、今後こうした事故を二度と起こさないよう厳重に注意する。また、事故の再発防止に向け、下記の点につき改善を図るよう求めるとともに、貴社が今回の一連の事故を深く反省し、下記の指摘を踏まえた実効的な事故処理対策を取りまとめ、本年末までに当省に報告することを求める。

なお、当省としては、本件につき、新たな事実が判明した場合には、改めて必要な措置を採ることがあることを付言する。

記

1. 事故処理体制の整備

社内の品質保証体制を充実した上で、製品の不具合や事故等に関する情報を積極的に収集・分析し、早急な製品回収等の適切な対応を採ることができるよう社内の体制を整備するとともに、経営者トップの責任の下、当該体制が確実に実施されるようにすること。

また、貴社が行った事故等の処置に対して、外部有識者を入れた委員会を社内に設けるなど、定期的に社外の意見を聞く体制を整備すること。

2. リコール基準等の設定

製品の回収のための実効性のあるリコール基準及び実施方法を直ちに策定し実施するこ



3. 情報公表体制の整備

製品の不具合や事故等に関する情報については、可及的速やかに消費者等に対して公表することができるよう社内の体制を整備すること。

(以上)